

3. 児童福祉施設等の整備及び運営等について

(1) 児童福祉施設等の整備について

①次世代育成支援対策施設整備交付金について

平成22年度予算（案）においては、児童養護施設等の整備や小規模化等の環境改善を推進するため、約50億円計上したところである。また、児童入所施設の小規模グループケア加算を創設するとともに、児童相談所一時保護所における親子生活訓練室整備加算を対象とするほか、児童相談所一時保護所の本体整備の基礎点数を拡充する。交付基礎点数については、資材費及び労務費の動向を踏まえ1.8%引き上げる。

②安心こども基金について

平成20年度第2次補正予算及び平成21年度第1次補正予算において予算化された安心こども基金において、平成22年度まで、民間保育所及び地域子育て支援のための拠点施設の整備を実施することとしており、さらに先般成立した平成21年度第2次補正予算においては、地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館等）を活用した、小規模な認可保育所の分園等の設置促進を図ることとしている。

③社会福祉施設整備業務の再点検について

不祥事案の防止の観点から、国庫補助金や交付金協議の対象施設の選定手続の見直し、社会福祉法人の認可や運営に関する業務の適正化等を図るため、平成13年7月23日付で「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」を発出しているところである。

各都道府県市におかれては、本通知を踏まえ、施設整備業務の再点検を行うとともに、社会福祉法人等に対し指導の徹底を図られたい。

《参考》

- ・「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日障第890号、社援第2618号、老発第794号、児発第908号）
- ・「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」（平成13年7月23日雇児発第488号、社援発第1275号、老発第274号）など

④木材利用の推進について

児童福祉施設等における木材利用の推進にあたっては、「社会福祉施設等における木材利用の推進について」（平成9年3月6日付大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）により、木材利用の積極的な活用についてお願いしてきたところであるが、木材を利用した施設の居住環境がもたらす心理的・情緒的な効果は極めて効果的であることから、施設構造としてはもちろんのこと、内装や家具などの備品についても積極的な活用が図られるよう、管内市町村及び社会福祉法人等に対し周知をお願いしたい。

なお、保育所の木材の活用に関しては、「保育所木材利用状況調査研究事業報告書（木のぬくもりを保育所に）」及び「大型遊具編」が作成されており、保育所で木材利用を計画する際の参考資料とされるよう周知をお願いしたい。（参考：「木のぬくもりを保育所に」（<http://www.zenhokyo.gr.jp/nukumori/nukumori.htm>）

⑤地球温暖化対策に配慮した施設整備について

地球規模の温暖化対策（とりわけ低炭素社会づくり）は重要な課題であり、児童福祉施設等においても積極的に取り組んでいくことが必要である。

このため、児童福祉施設等の施設整備にあたっては、太陽光発電設備や照明設備の省エネ機器の導入等地球温暖化対策に資する種々の対策について積極的に取り組むよう、管内市町村及び社会福祉法人等に対し周知をお願いしたい。

⑥財産処分の承認基準の見直し

国庫補助を受けて整備された児童福祉施設等に係る財産処分については、平成20年4月17日付雇児発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」を発出したところである。これにより、財産処分承認基準の明確化や手続きの簡素化（包括承認制度の導入）を図ったところであり、これらの取り扱いについて、管内市町村及び社会福祉法人等へ周知をお願いしたい。

（参考）厚生労働省ホームページ（財産処分承認基準関係）

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2008/04/tp0421-1.html>

(2) 児童福祉施設等の運営について

①児童福祉施設の運営等について

ア 社会福祉施設は、利用者本位のサービスを提供するため、苦情解決の仕組みを整備し、第三者評価事業を積極的に活用するなど、自ら提供するサービスの質、職員育成及び経営の効率化など継続的な改善に努めるとともに、地域福祉サービスの拠点としてその公共性、公益性を発揮することが求められている。

このため、本来事業の適正な実施に加え、施設機能の地域への開放及び災害時の要援護者への支援などの公益的取組が推進されるよう、適切な指導をお願いしたい。

また、積極的に利用者・家族等とのコミュニケーションを図ることや、苦情解決への取り組みを実施することによって、多くの事故を未然に回避し、万が一事故が起きてしまった場合でも適切な対応が可能となるよう危機管理（リスクマネジメント）の取り組みを推進することが重要であり、引き続き指導の徹底をお願いしたい。

イ 児童福祉施設等の運営費の運用については、従来から適正な指導をお願いしているところであるが、運営費の不正使用などの不祥事により社会福祉施設に対する国民の信頼を損なうことのないよう、指導監査の結果を踏まえた運営の指導にあたる等、施設所管課と指導監査担当課等との連携を十分に図り、適正な施設運営について引き続き指導をお願いしたい。

ウ 保育所への入所については、市町村や保育所の提供する情報に基づき、保護者等が希望する保育所を選択して申し込みを行うこととされているので、適正な情報の提供に配慮した指導をお願いしたい。

特に、市町村における入所児童の選考に当たっては、児童の家庭の状況、地域の実情等を十分に踏まえて、市町村が定める客観的な選考方法等に基づき公正に行われるよう指導をお願いしたい。

情報提供の実施状況あるいは広域入所の取組はもとより、待機児童の解消についても、要保育児童数や保育ニーズの的確な把握を行い、保育所の実情等をも勘案し、地域の実状にあった保育行政が行われるよう、市町村の指導についてお願いしたい。

②児童の安全確保について

ア 児童福祉施設等における児童の安全確保については、従来より種々ご尽力頂いているところであるが、各都道府県等におかれては、事件・事故の発生の予防や発生した場合の迅速、的確な対応が図られるよう、引き続き市町村及び児童福祉施設等に対する指導をお願い

いしたい。

また、児童福祉施設等においては、日頃からの職員の協力連携体制は勿論のこと、保護者を含む地域との協力体制を確立することが重要であり、地域全体の協力による児童福祉施設等の安全確保に努められたい。

《参考》

- ・「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」（平成13年6月15日雇児総発第402号）
- ・「児童福祉施設等における児童の安全確保・安全管理の一層の徹底について（依頼）」（平成15年12月24日雇児総発第1224001号）
- ・「地域における児童の安全確保について」（平成18年1月12日職高発第0112001号、雇児総発第0112001号、老振発第0112001号）
- ・「児童福祉施設等における事故の防止について」（平成18年8月3日雇児総発第0803002号）

イ 児童福祉施設等に設置している遊具については、「児童福祉施設等に設置している遊具の安全確保について」（平成20年8月29日雇児総発第0829002号、障障発第0829001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長連名通知）に基づき日常の点検と不備があった場合の適切かつ速やかな対応をお願いしているところである。この通知の別添「「都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂版)」について」（国土交通省都市・地域整備局公園緑地・景観課長通知）は、子どもの遊びや遊具の安全性・事故等に関する基本的な内容を示したものであることから、この指針を参考に、児童福祉施設等における遊具の事故防止対策に活用していただくようお願いしたい。

ウ 社会福祉施設等の利用に係る消費者事故等が発生した旨の情報を得た場合には、消費者安全法第12条に基づき、消費者庁あて通知いただくこととなっているので、遺漏なきようお願いしたい。また、消費者庁へ通知する際は、併せて、厚生労働省にも通知いただくようお願いしたい。

《参考》

- ・「社会福祉施設等の利用に係る消費者事故等の通知について」（平成21年9月1日事務連絡）

③感染症の予防対策等について

児童福祉施設等における感染症予防対策については、従来より特段の指導をお願いしているところであるが、今後も引き続き十分な対応を図ることが必要である。

ア 今回の新型インフルエンザ(A/H1N1)対策については、新型インフルエンザ対策本部決定の「基本的対処方針」及びその運用指針等により、感染の拡大状況に応じた対策が行われているところであり、児童福祉施設における対応についても感染予防対策やサーベイランス体制への協力などについて、各種通知・事務連絡により適切な対応をお願いしているところである。各都道府県等においては常に新型インフルエンザに係る最新の情報を収集し管内児童福祉施設等における感染予防対策に係る指導及び周知を図られるようお願いする。

(参考)

- 新型インフルエンザ対策関連情報
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/index.html>
- 新型インフルエンザ対策関連情報（自治体の方々へ）
http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/info_local.html
- 国立感染症研究所感染症情報センター
<http://idsc.nih.go.jp/index-j.html>
- 保育所における感染症対策ガイドライン
<http://www.mhlw.go.jp/za/0831/d01/d01.pdf>
- 「赤ちゃん・子どもの感染症予防ガイドブック」（平成16年度独立行政法人福祉医療機構[子育て支援基金]助成事業により財団法人母子衛生研究会が作成）

イ 社会福祉施設等は高齢者や乳幼児等体力の弱い者が集団生活していることを十分認識の上、ノロウイルスやインフルエンザ、レジオネラ症等の感染症に対する適切な予防対策を講じることが極めて重要であることから、下記の通知を参考に衛生主管部局、指導監査担当課及び市町村とも連携しつつ、管内社会福祉施設等に対し適切な予防対策を図るよう指導の徹底をお願いする。

《参照通知等》

- ・「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延防止策の一層の徹底について」（平成19年12月26日雇児総発第1226001号、社援基発第1226001号、障企発第1226001号、老計発第1226001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知）
- ・「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延対策について」（平成19年9月20日雇児総発第0920001号、社援基発第0920001号、障企発第0920001号、老計発第0920001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知）
- ・「ノロウイルスに関するQ & A」
<http://www.mhlw.go.jp/topics/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html>
- ・「社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告について」（平成17年2月22日健康局長、医薬食品局長、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）
- ・「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について」（平成15年7月25日社援基発第725001号）別添「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」
- ・「社会福祉施設等における衛生管理の徹底について」（平成20年7月7日雇児総発第0707001号、社援基発第0707001号、障企発第0707001号、老計発第0707001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知）
- ・「児童福祉施設等における「学校における麻しん対策ガイドライン」の活用について」（平成20年6月17日雇児総発第0617001号、障障発第0617001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長）

また社会福祉施設等に対し、ウィルス肝炎等の感染症患者・感染者に対する利用制限、偏見や差別を防ぐ観点から、衛生主管部局と連携し正しい知識の普及啓発を行い、利用者等に対する人権上の配慮が適切に行われるよう指導されたい。

④入所児童等からの苦情への対応について

児童福祉施設最低基準においては、その行った処遇に関する入所している児童及びその保護者等からの苦情に迅速かつ適正に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置及び当該施設の職員以外の第三者の関与等の必要な措置を講じなければならないとされており、今後ともその適正な実施について指導をお願いしたい。

⑤児童福祉施設に係る第三者評価の推進について

福祉サービスの第三者評価事業の更なる普及・定着を図るため、平成16年5月に「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」（雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）を発出し、さらに、平成17年5月に「施設種別の「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」における各評価項目の判断基準に関するガイドライン」及び「福祉サービス内容評価基準ガイドライン」等について」（雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）を発出したところであり、都道府県においては、関係部局と連携して、一層の事業推進をお願いしたい。

⑥被措置児童等虐待の防止について

児童虐待の防止等に関する法律に規定されていない施設職員等による虐待に対応して、社会的養護に関する質を確保し、子どもの権利擁護を図るという観点から、改正児童福祉法に被措置児童等虐待に関する事項が規定され、さらに「被措置児童等虐待対応ガイドラインについて」を通知したところである。子どもの福祉を守るという観点から、被措置児童等の権利が侵害されている場合や生命や健康、生活が損なわれるような事態が予測される場合等には、被措置児童等を保護し、適切な養育環境の確保をお願いしたい。また、不適切な事業運営や施設運営が行われている場合には、事業者や施設を監督する立場から、児童福祉法に基づき適切な対応をお願いしたい。

さらに、被措置児童等虐待の防止について、関係機関との連携体制の整備や周知を図られるようお願いしたい。

《参考》

- ・「被措置児童等虐待対応ガイドラインについて」（平成21年3月31日雇児福発第0331002号、障障発第0331009号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長、社会援護局障害保健福祉部障害福祉課長連名通知）

⑦社会福祉法人の会計処理基準の一元化について

法人の会計処理については、平成12年度以降、「社会福祉法人会計基準」のほか、「老人福祉施設指導指針」や「老健準則」等、様々な会計ルールが併存しており、事務処理が煩雑、計算処理結果が異なる等の問題が指摘されている。

また、社会経済状況の変化に対応した一層の効率的な法人経営とともに、公的資金や寄附金等を受け入れていることから経営実態をより正確に反映して国民や寄附者に示せるよう、事業の効率性に関する情報や事業活動状況の透明化が求められている。こうしたことから、平成20年度より、日本公認会計士協会の協力のもと、法人の会計基準一元化に向けての検討を行っているところである。

社会福祉法人会計基準の見直しに当たっては、都道府県・指定都市・中核市及び福祉関係団体等からの意見等を踏まえつつ進めていくこととしている。

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課から昨年末に送付した素案に關し、都道府県・指定都市・中核市からは350件を超える意見が寄せられたところであり、これらの意見や福祉関係団体からの意見を参考に中身を精査し、パブリックコメント等所要の手続きを経て関係通知を発出してまいりたい。

なお、社会福祉法人の新会計基準（素案）の概要については、3月2日に開催される社会・援護局関係主管課長会議の資料を参照されたい。

（３）社会福祉施設等の防災対策について

①社会福祉施設等の防災対策への取組

社会福祉施設等は、自力避難が困難な者が多数入所する施設であることから、次の事項に留意のうえ、施設の防火安全対策の強化に努めるよう、管内社会福祉施設等に指導をお願いするとともに、指導監査等にあたっては、特に重点的な指導をお願いしたい。

ア 火災発生 of 未然防止

イ 火災発生時の早期通報・連絡

ウ 初期消火対策

エ 夜間防火管理体制

オ 避難対策

カ 近隣住民、近隣施設、消防機関等との連携協力体制の確保

キ 各種の補償保険制度の活用

とりわけ、消防法施行令の一部を改正する政令（平成19年政令第179号）が平成21年4月に施行され、乳児院について、スプリンクラー設

備については延べ面積275㎡以上に、自動火災報知設備及び消防機関へ通報する火災報知設備については規模に関わらずに設置が義務づけられていることから（既存施設については、平成24年3月までの経過措置あり。）、次世代育成支援対策施設整備交付金及び社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金を積極的に活用して、整備を進められたい。

（なお、乳児院以外の児童入所施設についても、275㎡以上であればスプリンクラー設備整備事業が次世代育成支援対策施設整備交付金の対象となっているのでご活用いただきたい。）

また、地すべり防止危険区域等土砂等による災害発生の恐れがあるとして指定されている地域等に所在している社会福祉施設等においては、

ア 施設所在地の市町村、消防機関その他の防災関係機関及び施設への周知

イ 施設の防災対策の現状把握と、情報の伝達、提供体制の確立

ウ 入所者の外出等の状況の常時把握及び避難並びに避難後の円滑な援護

エ 消防機関、市町村役場、地域住民等との日常の連絡を密にし、施設の構造、入所者の実態を認識してもらうとともに、避難、消火、避難後の円滑な援護等を行うための協力体制の確保 等

社会福祉施設等の防災対策に万全を期していただくようお願いしたい。

《参考》

- ・「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」（昭和62年9月18日社施第107号）
- ・「社会福祉施設における防災対策の再点検等について」（平成10年8月31日社施第2153号）
- ・「災害弱者関連施設に係る土砂災害対策の実施について」（平成11年1月29日社援第212号）
- ・「認知症高齢者グループホーム等における防火安全体制の徹底等について」（平成18年1月10日雇児総発第0110001号、社援基発第0110001号、障企発第0110001号、老計発第0110001号）

②児童福祉施設等の耐震化対策の推進

ア 児童福祉施設等の耐震化については、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、管内社会福祉法人等に対し必要な指導等が行われているところであるが、平成18年に同法が一部改正され、都道府県市が策定する「耐震改修促進計画」により、社会福祉施設

を含む公共建築物等については、速やかに耐震診断を実施し、その結果等の公表に努めることが必要となっているところである。

これらを踏まえ、旧建築基準法に基づき建設された施設の耐震診断及び耐震化を優先的に実施するとともに、新耐震基準で建築された施設についても必要に応じて耐震診断を実施するなど、その安全性を確認するために必要な対応を行うよう、管内市町村、社会福祉法人等に対して指導をお願いしたい。

平成21年に実施した児童福祉施設等の耐震化に関する状況調査をみると、児童福祉施設等の耐震診断実施率は42.6%（前年36.1%）、耐震化率は64.8%（前年61.4%）に留まっていることから、各都道府県市においては、この取組状況を踏まえ、管内の市町村に対し、情報提供を行い、児童福祉施設等へ入所・利用する児童等の安全確保の観点から、耐震診断の未実施施設については、早急に診断を実施するとともに、要改修と診断された施設は、耐震化のための整備を適切に行うよう、管内市町村、社会福祉法人等に対して指導をお願いしたい。（関連資料6）

なお、これらの事業の実施にあたっては、「社会福祉施設等に関する耐震診断及び耐震改修の実施について（通知）」（平成18年2月15日社援基発第0215001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知）で通知しているところであるが、各都道府県市の建築指導担当部局と連携の上、耐震診断については国土交通省の「住宅・建築物安全ストック形成事業」、耐震化整備等については社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金（保育所等については安心こども基金）の積極的な活用をお願いしたい。

イ 社会福祉施設等の老朽化に伴う改築整備については、老朽化が著しく災害の発生の大危険性が高いものなど入所者の防災対策上、万全を期し難い社会福祉施設については、国庫補助や交付金の交付に当たって優先的に採択してきたところである。

また、土砂災害等により被害のおそれがあると都道府県等において指定された地すべり防止危険箇所等危険区域に所在する社会福祉施設についても、施設入所者、利用者の安全確保を図る観点から当該区域外への移転整備を促進するため、国庫補助や交付金の交付に当たって優先的に採択してきたところである。

これらの取り扱いについては、その事業の重要性に鑑み、平成22年度においても引き続き継続することとしているので、各都道府県市におかれては、これらの施設について、速やかに対応願いたい。

③被災施設の早期復旧

社会福祉施設等災害復旧事務の取扱いについては、「社会福祉施設等災害復旧費国庫負担(補助)の協議について」(平成17年3月24日付雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)に基づき、災害発生後速やかに報告をお願いするとともに、早期現状回復に努め、施設運営に支障が生じないように指導の徹底を図られたい。

なお、被災した社会福祉施設等の災害復旧事業については、「社会福祉施設等災害復旧費国庫負担(補助)金」により国庫負担(補助)してきたところであるが、早期復旧の観点、社会福祉施設の地域の重要な防災拠点としての役割及び災害救助法に基づく「福祉避難所」としての位置付けを有していることから、平成17年度より交付金化された高齢者関連施設や児童関連施設及び平成18年度から一般財源化された公立保育所等についても、引き続き「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金」の対象となっているので了知願いたい。

④大規模災害への対応

台風被害や地震災害などの大規模災害については、施設レベルでの防災対策では十分な対応が困難であることから、関係機関との十分な連携及び地域防災計画に基づく適切な防災訓練の実施など、民生部局においても積極的に参画をお願いしたい。

なお、社会福祉施設等は地域の防災拠点として、また、災害救助法に基づく「福祉避難所」としての役割を有していることから、今後も震災時等における緊急避難的な措置として要援護者の受入を積極的に行っていただくようお願いしたい。

(4) 社会福祉施設等におけるアスベスト対策について

① 吹付けアスベスト等使用実態調査について

社会福祉施設等におけるアスベスト使用実態については、「社会福祉施設等における吹付けアスベスト(石綿)等使用実態調査の結果の公表及び今後の対応について(通知)」(平成20年9月11日雇児発第0911001号、社援発第0911001号、障発第0911001号、老発第0911001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知)に基づき、使用実態調査の結果を公表し、未回答、分析依頼中及び未措置状態にある施設等への対応、アスベストに係る施設の安全管理等、関係部局との連携などについて、適切な対応をお願いしているところである。

また、平成21年10月9日「社会福祉施設等における吹付けアスベスト(石綿)使用実態調査に係るフォローアップ調査結果」を公表

したところであるが、依然として、未措置状態にある施設、未回答施設、分析依頼中の施設が散見されており、引き続き法令等に基づき適切な措置を講ずるよう指導等をお願いしたい。

また、これら施設の「追加フォローアップ調査」については、平成22年3月5日（金）までに提出をお願いしているのでご協力をお願いしたい。

石綿等のばく露のおそれがない又は封じ込め、囲い込み等の措置を図った施設であっても、風化・損傷等によりばく露する危険性もあることから経過観測に努めるとともに、石綿等の分析調査を行った場合は、図面、調査結果を適切に保管し、撤去工事等を実施する際に活用できるよう施設に対して周知いただくようお願いしたい。

《参考》

- ・「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査のフォローアップ調査結果の公表等について」（平成21年10月9日雇児発1009第3号、社援発1009第5号、障発1009第2号、老発1009第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）

② 吹付けアスベスト等の除去等について

児童養護施設等の吹付けアスベスト等の除去等に要する費用については、次世代育成支援対策施設整備交付金の交付対象となっており、また、民間保育所等については安心こども基金の交付対象とすることとしていることから、これらの制度等を積極的に活用し、この早期処理に努めるよう指導をお願いする。

4. 児童福祉行政に対する指導監督の徹底について

（1）児童福祉施設等に対する指導監査の実施について

児童福祉施設等に対する指導監査の実施については、児童福祉行政の適正かつ円滑なる実施の確保を図るため、平成12年4月25日児発第471号厚生省児童家庭局長通知「児童福祉行政指導監査の実施について」の別紙「児童福祉行政指導監査実施要綱」を参考の上、引き続き適切な指導監査の実施を図られるようお願いしたい。

児童福祉施設等の指導監査の実施については、児童福祉法施行令に基づき年1回以上の指導監査となっており、この際には、施設運営全般に

わたる指導をお願いしたい。

特に、児童養護施設等入所児童等の処遇については、児童等の最善の利益を確保するために、苦情解決のためのしくみが設けられているか、体罰等懲戒権が濫用されていないか、児童相談所など関係機関との連携を図りながら児童相談所の処遇指針に対応した児童自立支援計画が適正に策定されているか等、人権に配慮した適切な施設運営が行われているかという観点から、被措置児童等虐待防止にも配慮した指導監査を行うようお願いしたい。

また、児童の自立支援計画の策定・実践等を通じて進学・就労等の選択に際し、児童の意向等に十分配慮し、児童の自立への支援の状況等についても留意して、指導監督を行うよう配慮をお願いしたい。

(2) 措置費等の施設運営費の適正化について

児童入所施設措置費及び保育所運営費等関係事務の適正な執行を確保する観点から、これらの事務を行う関係機関における負担金等の支弁及び徴収等経理事務に対する指導について配慮をお願いしたい。

特に昨年会計検査院より指摘された次の点については留意願いたい。

- ・ 保育所入所に係る徴収金の世帯階層区分の認定については、国基準の徴収金基準額表を各年度ごとに正しく適用されることはもとより、適正な事務が確保されるよう税務関係機関との連携強化を図り、保護者から必要な書類を求める等課税状況の的確な把握に關しての指導をお願いしたい。
- ・ 児童入所施設措置費及び保育所運営費の入所児童（者）処遇特別加算費の算定にあたっては、民間施設給与等改善費の加算率の算定対象とすべき職員（1日6時間以上かつ月20日以上勤務）は加算対象とはならないので、交付要綱等に即した支弁事務が行われるよう指導をお願いしたい。

(3) 都道府県等が実施する指導監査の結果報告について

各都道府県等が実施する児童福祉施設等の指導監査の結果については、児童福祉施設等の適正な運営を確保するため、指導監査における指摘事項の傾向等を全国に情報提供し、今後の指導に活用していただくことを目的に、当局総務課調整係へ提出していただいたところである。現在、その報告内容等について取りまとめているところであり、取りまとめ次第別途通知する予定である。なお、当該監査報告書等の提出については、今後とも格段のご協力をお願いしたい。